

# 森林土木工事施工管理基準

平成22年(2010年) 9月 改正  
平成22年(2010年) 12月 一部改正  
平成23年(2010年) 6月 一部改正  
平成24年(2012年) 3月 一部改正  
平成24年(2012年) 6月 一部改正  
平成25年(2013年) 3月 一部改正  
平成26年(2014年) 3月 一部改正  
平成29年(2017年) 3月 一部改正  
平成31年(2019年) 3月 一部改正  
令和2年(2020年) 11月 一部改正  
令和3年(2021年) 11月 一部改正  
令和4年(2022年) 12月 一部改正

長野県 林務部

を作成しなければならない。

### 3) コンクリート打設計画及び打設進行図

ア 治山ダム工事等のマスコンクリートの打ち込みは、あらかじめ適正な施工計画に基づくコンクリート打設計画表を作成し、監督員等に提出しなければならない。

イ コンクリート打設計画表は、現場の条件を十分勘案して無理な計画とならないよう留意しなければならない。

なお、リフト、ブロック分けは、一日の実際の打設量を基に計画することとし、原則として変更の無いようにしなければならない。

ウ コンクリート打設計画表を変更する場合は、変更コンクリート工事打設計画表を作成し、監督員等に提出しなければならない。ただし、監督員等の承諾を得た場合は、省略することができる。

エ コンクリート打設にあたっては、リフト、ブロック別に打設月日、打設量等進行状況を記録した打設進行図を作成しなければならない。

### (3) 出来形管理

1) 工事の実施にあたっては、仕様書第1章1-1-1-48の規定に基づく工事測量を行なければならない。

2) 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形図を作成し、管理するものとする。

ただし、測定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

#### 3) 3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定を準用するものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事的な目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

### (4) 品質管理

1) 受注者は、品質管理の規格値、試験基準等について、品質管理基準によらなければならない。

特に、品質管理基準の試験区分で「必須」となっている試験は、監督員等が指定しない限り必ず実施しなければならない。

また、品質管理基準の試験区分で「その他」となっている試験は、監督員等が指定した場合に実施するものとする。

2) 受注者は、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により品質を管理し、その管理内容に応じた、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ 等)を作成する。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、品質管理図の作成は不要とする。

### (5) 写真管理

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を工事写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し直ちに提示するとともに、しゅん工時に提出しなければならない。

# 出 来 形 管 理

平成22年(2010年) 9月 改正  
平成22年(2010年) 12月 一部改正  
平成24年(2012年) 6月 一部改正  
平成25年(2013年) 3月 一部改正  
平成26年(2014年) 3月 一部改正  
平成29年(2017年) 3月 一部改正  
平成31年(2019年) 3月 一部改正  
令和2年(2020年) 11月 一部改正  
令和3年(2021年) 11月 一部改正  
令和4年(2022年) 12月 一部改正

長野県 林務部

# 出来形管理基準目次

区分	工種	頁	
1	路線・縦断	中心線 幅員 基準高 路盤工	1
2	土工	掘削工 盛土工 のり切工	1～4
3	治山ダム工・帯工(コンクリート)	コンクリート谷止工 コンクリート床固工 コンクリート帯工(本ダム 副ダム 側壁 水叩き) 治山ダム工と同一形状の土留工を含む	4
4	根固工・水制工(コンクリート)	根固工・水制工	5
5	護岸工・擁壁工・土留工 (コンクリート)	コンクリート護岸工・コンクリート擁壁工 ・コンクリート土留工	5
6	治山ダム工・帯工(鋼)	鋼製構造物 鋼製ダム(スリットタイプ・透過型を除く) 鋼製側壁工 鋼製構造物 鋼製ダム(スリットタイプ・透過型)	6
7	護岸工・擁壁工・土留工 (コンクリートブロック) (コンクリート2次製品) (かご、ふとん籠工、鉄線枠工) 補強土擁壁	コンクリートブロック張 コンクリートブロック擁壁、 コンクリートブロック石張工 コンクリートブロック石積擁壁、 コンクリートブロック練石張 コンクリートブロック空石張開きよ 積(張)石構造物 フーチング基礎工 プレキャスト擁壁工 鉄線かご かご擁壁 簡易鋼製土留擁壁 ふとん籠 鉄線枠工 補強土擁壁	7～8
8	木製構造物 (小型木製構造物)	(各構造物共通)個別木材寸法等 木製谷止工 木製床固工 木製護岸工 木製帯工 木製垂直壁 丸太積土留工等木製構造物	9
9	大型木製構造物	(各構造物共通)個別木材寸法等 木製治山ダム 木製土留工 木製護岸工(木製流路工護岸含む) 木製流路工(底張) もたれ式土留工 もたれ式護岸工(流路工護岸含む)	10～11

区分	工種	頁	
10	防護柵工	木製ガードレール ガードレール ガードケーブル なだれ予防柵工	12
11	基礎工	杭基礎工 置換基礎工 胴木基礎工 ケーソン基礎工	12～13
12	溝きよ工・水路工	側溝(素掘)(植生工) 側溝工 横断溝 開きよ(コンクリート二次製品) 集水柵 水路受口(コンクリート) 横断溝 水路工 開きよ(鋼製品 (コルゲート等) (合成樹脂製) 水路工(植生土のう) 水路工(張石) (張芝) (編柵) (植生袋)	13～14
13	暗きよ工	コンクリート管工 コルゲートパイプ工合成樹脂管 礫 礫暗きよ 流末工 ボックスカルバート工 洗越工	15
14	地すべり防止工	杭打工 集水井工 アンカー工 集・排水ボーリング	16
15	緑化工	柵工 筋工 積工 種苗工 階段工 植栽工 むしろ、植生シート等の伏工 種子吹付 植生基材(厚層基材) (客土)吹付	17～19
16	吹付工	吹付工(モルタル・コンクリート)	20
17	法枠工	法枠工(現場打法枠工) (現場吹付法枠工) (プレキャスト法枠工)	20
18	簡易吹付法枠工	簡易吹付法枠工	21
	15 16 17 18 共通の工種	15 16 17 18 共通の工種	21
19	落石防護工	落石防止網工(網) 落石防護柵(壁)工 鋼製鉄線工	22
20	落石予防工	ロープ伏工、ロープ掛工	23
21	橋梁工	鋼橋部材精度 鋼橋仮組立精度 鋼橋塗装工 鉄筋及びプレストコンクリートの床版工 Tげた橋床版橋 プレストコンクリート横 橋台工 橋脚工	24～28
22	トンネル工	トンネル杭門 トンネル工(矢板)	29
23	舗装工	路床工(路床入替) 下層路盤工 上層路盤工 歴青安定 処理路盤工 アスファルト舗装工(表層) コンクリート舗装工	30～ <del>32</del>
24	森林整備	地拵え 植栽 刈り 獣害防除 雪起し 除伐 つる切 本数調整伐(間伐)m枝落し(枝打ち) 作業歩道 歩・車道・防火線刈払い (維持管理) 獣害防護柵	3332～ <del>38</del>

森林土木工事施工管理基準にない工種は、監督員と協議の上、

長野県建設部等の出来形管理基準及び規格値を適用することとする。

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記録方法	測 定 箇 所 等
23 舗 装 工	歴青安定 処理路盤工	平 担 性	2.4 (標準偏差) 以内	平坦性がアスファルト舗装要綱により行い車線ごとに実施する。		
	アスファルト舗装工 (表 層)	幅	片側-25以内 ただし全幅は設計値以上	幅は、延長40mごとに1箇所割合で測定する。延長40m 以下のものは、2箇所測定する。厚さは2,000m <sup>2</sup> 毎に3箇所の割合でコアを採取して測定し、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3箇所(2,000m <sup>2</sup> 以上は4箇所)追加しこれが合格判定値の範囲内であれば良い。		
		厚 さ	-9以内 ただし、全体の平均値 -3以内			
		平 担 性	3m プロフィールメーター により検測 (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。		
区分	<u>アスファルト舗装工 (表 層) (面管理の 場 合 )</u>	<u>厚 さ あるいは 標高較差</u>	<u>-20以内 ただし、全体の平均値 -3以内</u>	<u>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</u> <u>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</u> <u>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。</u> <u>計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</u> <u>4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。</u> <u>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</u>		
		<u>平 担 性</u>	<u>3m プロフィールメーター により検測 (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下</u>	<u>平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。</u>		<u>維持工事、災害等の復旧箇所<small>で</small>小規模なものは、平坦性の項目を省略することができる。</u>

工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等	
コンクリート 舗装工	幅	-25以内	幅、厚さは、延長40mごとに1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは、2箇所測定する。厚さは型枠設置後車線の中心付近で測定する。 2,000m <sup>2</sup> 毎に1箇所の割合でコアーを採取する。			
	厚さ	-10以内 ただし、全体の平均値 -3.5以内				
	平坦性	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーター により検測 機械舗設(σ) 2.4mm以下 人力舗設(σ) 3.0mm以下	平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。			維持工事、災害等の復旧箇所 <small>で</small> 小規模なものは、平坦性の項目を省略することができる。
	目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
<u>コンクリート 舗装工 (面管理の 場合)</u>	<u>厚さ あるいは 標高較差</u>	<u>-22以内 ただし、全体の平均値 -3.5以内</u>	<u>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</u> <u>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</u> <u>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。</u> <u>計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</u> <u>4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。</u> <u>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</u>			
	<u>平坦性</u>	<u>3mプロフィールメーター により検測 (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下</u>	<u>平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。</u>		<u>維持工事、災害等の復旧箇所<small>で</small>小規模なものは、平坦性の項目を省略することができる。</u>	
	<u>目地段差</u>	<u>±2</u>	<u>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</u>			